

## <パブリックコメント結果>

- 意見募集期間：平成30年（2018年）8月16日（木）から9月14日（金）までの30日間
- 意見提出者数：5人（団体を含む）
- 意見数：25件

No.	該当ページ	意見の概要	市の考え方
<b>第1章.目的と位置付け</b>			
1	1	都心ばかりに目を向けず、南区や北区等の開発が進んでいない地区にも目を向けるべきである。特に保育所等の子どものための施設を充実させたほうがよい。	本方針の策定に先駆け、本市ではH28年に「地域交流拠点等における緩和型土地利用計画制度等の運用方針」を策定し、地下鉄駅周辺など、地域の生活を支える拠点としての役割を担う地域を対象として、容積率の緩和の考え方を明示することで、個別の民間都市開発による建替え更新を促進し、質の高い空間づくりを進めることとしております。なお、保育所等の子育て関連施設については、この方針を活用して整備する空間と併せて誘導する用途の1つとして位置付け、誘導しているところです。
<b>第3章.開発誘導の基本枠組み</b>			
<b>3-2.容積率緩和の基本枠組み</b>			
2	6	取組ごとに、評価される具体例及びそれにより緩和される容積率が具体的に記載されているため、公共貢献の内容をイメージしやすく、どの程度の評価を得られるかの目安が分かり、将来の開発の際の参考になる。（賛同意見）	
3	6	今回の方針では、公開空地だけでなく、高機能オフィスやハイグレードホテルなどの質の高い施設の導入、防災や環境などの取組みに対しても評価するとしており、まちづくり方針に合致した開発が促進されやすくなると思う。（賛同意見）	
4	6	高機能オフィスやハイグレードホテルの他にまちづくりに資するような賑わい施設（例えば、文化交流施設）やその地域の課題を解決する施設（例えば、子育て支援施設や公共駐輪場）などを導入した場合にも、同様に評価する制度があってもよい。	高機能オフィスやハイグレードホテルについては、第2次都心まちづくり計画等で都心に必要な機能として位置付けられていることから、容積率緩和にあたって評価する取組として位置付けておりますが、6ページに記載のとおり、評価する取組については、都心まちづくりの動向や経済社会情勢等の変化に伴い、柔軟に見直すことも検討します。また、本方針の容積率の緩和にあたって評価する取組の中に挙げられていない取組についても、例えば、一定のエリアで関係地権者等がまちづくりの方向性等を共有し、本市と協働で策定したまちづくり計画等に地域のまちづくりに資する取組として位置付けられた場合は、評価できる可能性があります。なお、公共駐輪場については容積率緩和にあたって評価する取組の1つである「交通施設整備による良好な歩行環境形成」の取組で評価することとしております。
5	7~8	耐震不足建物の建替えを促進させるため、耐震性の高い建物への建替えを評価することを検討すべきではないか。	ご意見のような取組については、容積率緩和にあたって評価する取組として位置付ける予定はございませんが、「防災性向上」の取組を評価する際に、一定の耐震性能を有することを要件とすることを検討しております。
6	9	容積率を緩和した場合、都心において建物全壊率の大幅な悪化が予想される。北海道胆振東部地震の影響を踏まえ、札幌市の新たな地域防災マップ、液状化危険図、建物全壊率図が作成されるまで「都心における開発誘導方針」の策定は見送るべきである。	本方針に基づき、容積率の緩和を活用し、建替えを促進することで、旧耐震基準の建物が多い都心においては、現行基準の耐震性の高い建物が増加することとなるため、建物全壊率を悪化させることにはならないと考えます。また、北海道胆振東部地震では、災害時の帰宅困難者の一時滞在スペースの整備や停電時でも一定期間電熱を供給できるコージェネレーションシステムの整備といった取組を評価し、都市計画にて容積率を緩和したり、再開発事業として事業費の補助を行った民間都市開発で建替えられたビルが、市民や観光客などのための避難所や携帯電話の充電スポットとなるなど、防災上も重要な役割を果たしていることから、このような民間都市開発を早急に誘導していくためにも、本方針の策定は必要と考えます。
7	10	これからの札幌の風景を誘導していく施策として、地下と地上を立体的につなぐ質の高いオープンスペースに大きな緩和ボーナスを与える仕組みとすべき。	ご意見のようなものも含め、本市では容積率の緩和にあたって、例えば、屋内型のオープンスペースを高く評価するなど、札幌の地域特性を生かした質の高い空間を誘導していきたいと考えております。
8	12	札幌市の中心部は、北海道開発局が公表したような豊平川決壊による浸水といった危険性があることから、高機能オフィスの整備を誘導しても、企業誘致は期待できず、空きオフィスが増加することにはなるのではないか。	本市の都心部では、ここ数年オフィスの空室率が極めて低い状況が続いていることから、一定の需要があるとされており、この機会をとらえ、本方針を策定し、容積率の緩和にあたって評価する取組の1つとして位置付けることで、本社機能移転等のニーズに対応できる高機能オフィスの整備を誘導するものです。

No.	該当ページ	意見の概要	市の考え方
9	12	高機能オフィス整備で各階にオフィス用の非常用電源設備の設置スペースを整備するのは厳しいため、数フロアごとにまとめてスペースを整備することも評価してほしい。	ご意見を踏まえ、12ページ「高機能オフィス整備ボーナス」の記述を一部変更しました。  【修正前】 各階にオフィス用の非常用電源設備の設置スペースを整備  【修正後】 各階のオフィス用に非常用電源設備の設置スペースを整備
10	12～13,16	取組3、取組4、取組7について、取組の実現性を重視し、誘導期間は指定しないほうがよいか。	取組を誘導する期間を設定している取組については、例えば、現時点で本市の都心には、本方針で誘導することとしているようなハイグレードホテルが立地していないことや、オフィスの空室率が極めて低いことといった現状を考慮し、期間を設定することで、できる限り早急な整備を促したいと考えております。ただし、誘導する期間については、都心まちづくりの動向や社会経済情勢等の変化に伴い、期間の延長も含め柔軟に見直すことも検討します。
11	12～13	高機能オフィスやハイグレードホテル整備について、建替えを検討する際に取組を誘導する期間が短いと、取組を誘導する期間を定めないうか、期間を延長してほしい。	取組を誘導する期間を設定している取組については、例えば、現時点で本市の都心には、本方針で誘導することとしているようなハイグレードホテルが立地していないことや、オフィスの空室率が極めて低いことといった現状を考慮し、期間を設定することで、できる限り早急な整備を促したいと考えております。ただし、誘導する期間については、都心まちづくりの動向や社会経済情勢等の変化に伴い、期間の延長も含め柔軟に見直すことも検討します。
12	13	ハイグレードホテル整備について、取組を誘導する期間を2025年度までに整備済みとするのは実務上難しい。	
13	13	札幌市には目玉となる観光地が乏しく富裕層の滞在が望めないため、ハイグレードホテルの誘導は不要であり、それより災害発生時の帰宅困難者対策のため、客室一室あたりの面積が15㎡～20㎡程度のホテルを誘導すべきである。	ハイグレードホテルの誘致については、本市が平成30年に策定した「札幌市観光まちづくりプラン」にて、「都心部におけるグレードの高い宿泊施設を誘導するための容積率緩和等の検討」といった考え方が示されていることや、本市では今後、国際的な会議等で活用可能なMICE施設を新たに整備することとしており、例えば、その会議に出席する方々が宿泊する国際水準のホテルの需要も見込まれることから、容積率の緩和にあたって評価する取組の1つとして位置付けているものです。なお、帰宅困難者対策としては容積率緩和にあたって評価する取組の1つである「防災性向上」の取組において、帰宅困難者のための一時滞在スペースの整備等を誘導していきたいと考えております。
14	13	ハイグレードホテルはエネルギー効率が極めて悪く、「都心エネルギーマスタープラン」による、都心まちづくりを支える環境エネルギー施策と矛盾するのではないかと。	24ページに記載のとおり、本方針に基づき容積率を緩和する際には、基本要件の1つとして「環境負荷の低減」を位置付けていることから、エネルギー消費性能等について一定の基準を満たすことが条件となります。また、本方針では、容積率緩和にあたって、複数の取組を組み合わせることで、事業者等が開発を検討する段階で、「低炭素・省エネルギー化推進」に関する取組についても併せて誘導していきたいと考えております。
15	13	ハイグレードホテルの整備は、市の財政を悪化させるのではないかと。	本方針は、容積率の緩和等を活用し、都心まちづくりに資する良好な民間都市開発を誘導するものであり、本市がハイグレードホテルの整備を行うものではありません。
16	13	ハイグレードホテル整備ボーナスの適用要件を客室面積全室40㎡とするのではなく、何%以上の客室について面積要件を設けるなど、幅を持たせたほうが活用されるのではないかと。	ご意見を踏まえ、13ページ「ハイグレードホテル整備ボーナス」の記述を一部変更しました。  【修正前】 客室面積が全室40㎡以上  【修正後】 最低客室面積が40㎡程度
17	13	ハイグレードホテルの客室面積要件が全室40㎡以上は厳しいため、例えば、客室面積の平均を30㎡以上とするなどとしてほしい。	
18	16	エネルギーセンターの整備については、容積やコストの負担が重いこと、緩和容積率の最大値はもっと高くてもよいのではないかと。	緩和容積率の数値の設定については、本市において、これまで都市計画で評価した実績や、他都市の容積率緩和の事例等を踏まえ、設定しているものです。
19	18	地下鉄や地下街に関連する施設を、開発する建物に取り込んで良好な歩行環境形成に寄与する開発についても、評価の対象としてほしい。	地下鉄や地下街に関連する施設を、開発する建物に取り込むことについては、道路上にある地上と地下をつなぐ出入口階段・EVを取り込むことなどを容積率緩和にあたって評価する取組の1つである「重層的な回遊ネットワーク（チ・カ・ホ等との接続）」の取組において評価することとしております。
20	20～21	地上ネットワークの拡充よりコスト負担が重い地下ネットワークの拡充をより高く評価すべきである。	取組の評価の考え方としては、都心まちづくりに資する機能に着目して設定しており、地上であっても地下であっても、どちらも歩行者の回遊ネットワークの形成に資する取組であり、機能としては同等に評価できるものであることから、緩和容積率は同じ数値としております。
<b>3-5.開発を支える制度</b>			
21	27	大幅に容積率の緩和をする際には、札幌市危機管理対策室が作成した地域防災マップや、液状化危険度図、建物全壊率図の内容や豊平川決壊時の浸水、氷塊の付着、救助ヘリの発着場、日影、地下水の流入など地下施設への影響などを考慮すべきである。	24ページに記載のとおり、基本要件の1つとして、「その他の配慮事項」を位置付けていることから、本方針に基づき容積率を緩和する際には、建築計画が周辺環境や敷地内に及ぼす影響について、関係法令等を遵守するとともに必要な配慮を行う必要があり、この中で満たすべき内容であると考えます。  なお、災害への対応は大事な観点であることから、地震や豪雨などによる都市災害への対応が必要であることについて、よりわかりやすい表現となるよう、24ページ「⑥その他の配慮事項」の記述を一部変更しました。  【修正前】 開発に伴う景観上の変化、交通負荷の増大、日影の発生、電波障害、ビル風の発生、落雪・落水、バリアフリーなど、建築計画が周辺環境や敷地内に及ぼす影響について・・・  【修正後】 開発に伴う景観上の変化、交通負荷の増大、日影の発生、電波障害、ビル風の発生、落雪・落水など、建築計画が周辺環境や敷地内に及ぼす影響、並びに、バリアフリー化、地震や豪雨などによる都市災害への対応などについて・・・
22	28	「①建築物の整備等に対する補助制度」について、まちづくり方針に合致した開発に対しては手厚い助成を受けられるよう補助メニューを拡充してほしい。	本方針で紹介している補助制度については、都心の開発誘導に資する既存の制度であり、現時点では本方針策定に併せて新たな制度の創設や既存制度の拡充の予定はございません。本方針では、容積率の緩和と併せて既存の補助制度をこれまで以上に活用して、都心まちづくりに資する良好な民間都市開発を誘導していきたいと考えております。

No.	該当ページ	意見の概要	市の考え方
23	30	都心部にバイオ施設を誘致すべきでない。遺伝毒性や感染率の高い廃棄物や、震災や事故時の市民生活への影響を考慮すべきである。	IT・コンテンツ・バイオ立地促進補助制度は、都心部に限らず、札幌市内への誘致を目的とした制度ですが、都心の開発誘導にも資する制度として、本方針で紹介しております。 なお、本補助制度を活用する場合、設置される事業所の業務については、各種法令等を遵守するものが対象となります。
24	31	容積率を緩和した分の床面積を附置義務駐車台数を算定する際の対象床面積から除くなど、一層の緩和をしてほしい。	ご意見のような附置義務駐車台数の緩和は検討しておりませんが、「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の見直しの中で、都心部の駐車場整備地区において、附置義務駐車施設に関する基準（原単位・床面積）を適正化するとともに、ビル事業者が公共交通利用促進策や駐車場の集約化等、駐車需要の低減に資する取組を行うことにより駐車台数の緩和が可能となる仕組みを新たに設けております。
<b>第4章.各種手続き</b>			
25	33	行政主導で地域一帯などの広範囲に地区計画の方針までをかけていただき、個々の開発では地区整備計画をかけるだけにするなど、個々の開発での都市計画手続きが簡易になるような仕組みについても検討してほしい。	本方針に基づいて都市計画を決定して容積率を緩和する際は、原則地域の合意形成が必要と考えていることから、ご意見のように地区計画の方針を決定するには、例えば、一定のエリアで関係地権者等がまちづくりの方向性等を共有し、地区計画の方針の決定について、都市計画法第21条の2に基づく都市計画提案制度で提案していただくことを想定しております。なお、本方針に基づき、容積率を緩和するために必要となる都市計画の決定・変更については、都市計画法等に基づく都市計画提案制度の活用を基本とすることをわかりやすく示すため、33ページ「各種手続き」に文章を追記しました。  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【修正前】 記載なし</p> <p>【修正後】 なお、本方針に基づき、容積率等を緩和するために必要となる都市計画の決定・変更については、<u>都市計画法及び都市再生特別措置法に基づく都市計画提案制度の活用を基本とします。</u></p> </div>